

令和 7 年 3 月

宇土市議会定例会議員提出議案

令和 7 年 3 月 1 9 日提出

令和 7 年 3 月市議会定例会議員発議議案目次

番 号	議 案 名	ページ
発議第 1 号	宇土市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について	1
発議第 2 号	宇土市議会委員会条例の一部を改正する条例について	3
発議第 3 号	宇土市議会会議規則の一部を改正する規則について	5
発議第 4 号	小中学校の学校給食の無償化を求める意見書	7

発議第 1 号

宇土市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び宇土市議会会議規則（令和 4 年
議会規則第 1 号）第 14 条の規定により、別紙のとおり議案を提出する。

令和 7 年 3 月 19 日提出

提出者	宇土市議会議員	今中 真之助
		佐美三 洋
		山村 保夫
		藤井 慶峰
		檜崎 政治
		小崎 憲一

宇土市議会議長 野 口 修 一 様

宇土市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

宇土市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年条例第４１号）の一部を次のように改正する。

第２条第４項ただし書中「。以下」を「。第２０条において」に改め、同条第１０項中「以下」を「第１２条第５項において」に、「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第５項中「及び第２９条」を削り、同項の表第３８条第１項第１号の部中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

第１７条第１項中「以下」を「第３項において」に改め、同条第２項第１号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第１８条第１項中「議会の保有する」を削り、同条第２項中「この章において」及び「この章及び第４８条において」を削る。

第２７条第２項中「この章において」を削る。

第３１条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３２条第３項中「この章において」を削る。

第３８条第１項ただし書中「この章において」を削り、同条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３９条第３項中「この章において」を削る。

第４７条中「第４章」を「前章」に改める。

第４８条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

提案理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４６号）の施行に伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

発議第 2 号

宇土市議会委員会条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び宇土市議会会議規則（令和 4 年
議会規則第 1 号）第 14 条の規定により、別紙のとおり議案を提出する。

令和 7 年 3 月 19 日提出

提出者	宇土市議会議員	今中 真之助
		佐美三 洋
		山村 保夫
		藤井 慶峰
		檜崎 政治
		小崎 憲一

宇土市議会議長 野 口 修 一 様

宇土市議会委員会条例の一部を改正する条例

宇土市議会委員会条例（昭和33年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第15条の2第1項中「新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会の開会場所に参加することが困難」を「委員について、次に掲げる場合に該当する」に、「で委員会を開く」を「によって、委員会を開会する」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責めに帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参加することが困難である場合
- (2) 育児、介護、疾病その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参加することが困難である場合

第15条の2第2項中「に届け出なければならない」を「の許可を得なければならない」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 第1項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

第18条第2項を削る。

第21条第2項中「者は、」を「者が」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

委員会をオンラインによる方法で開会できる事由を拡充するため、条例を改正する。
これが、この議案を提出する理由である。

発議第 3 号

宇土市議会会議規則の一部を改正する規則について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び宇土市議会会議規則（令和 4 年議会規則第 1 号）第 14 条の規定により、別紙のとおり議案を提出する。

令和 7 年 3 月 19 日提出

提出者	宇土市議会議員	今中 真之助
		佐美三 洋
		山村 保夫
		藤井 慶峰
		檜崎 政治
		小崎 憲一

宇土市議会議長 野 口 修 一 様

宇土市議会会議規則の一部を改正する規則

宇土市議会会議規則（令和４年議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第１５２条中「、外とう、えり巻、つえ、かさ」を「、コート、マフラー、傘」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第１６６条の２中「新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により、その構成員が開会場所に参集することが困難」を「次に掲げる場合に該当する」に、「方法で」を「方法によって」に改め、同条に次の２号を加える。

- (1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の構成員個人の責めに帰することができない事由により、その構成員が協議等の場を招集しようとする場所に参集することが困難である場合
- (2) 育児、介護、疾病その他のやむを得ない事由により、その構成員が協議等の場を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

第１６６条の２に次の１項を加える。

２ 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、条例の例による。

別表中

「

議会だより編集委員会	議会の広報に関し協議、調整等を行うため	議会だより編集委員会	議会だより編集委員長
------------	---------------------	------------	------------

」を

「

広報委員会	議会の広報に関し協議、調整等を行うため	広報委員会委員	広報委員会委員長
-------	---------------------	---------	----------

」に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

協議等の場をオンラインによる方法で開会できる事由の拡充及び議会だより編集委員会の名称を改める等のため、規則を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

発議第4号

小中学校の学校給食の無償化を求める意見書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び宇土市議会会議規則（令和4年議会規則第1号）第14条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和7年3月19日提出

提出者	宇土市議会議員	中口	俊宏
		藤井	慶峰
		園田	茂
		西田	和徳
		今中	真之助
		小崎	憲一
		佐美三	洋
		杉本	寛

宇土市議会議長 野口修一様

小中学校の学校給食の無償化を求める意見書

学校給食法第1条には、学校給食の役割と食育の推進がその目的の一つとして規定されており、学校給食は教科学習と並んで学校教育の一環となっている。また、学校給食は児童・生徒の心身の健全な発達に資するものであり、望ましい食習慣を養うなど、その教育的効果は大きい。その経費の負担について文部科学省は、設置者の判断で保護者の負担軽減を図ることが可能であるとの見解から、子どもの貧困対策はもとより、子育て支援や少子化対策として、小中学校の給食費を全額補助、又は一部補助する市町村も増えてきている。

しかし、市町村における給食費の無償化は、人件費や消費税、高騰する材料費及び燃料費などによって、市町村財政を圧迫するなどの懸念を生じる可能性があり、解決すべき問題も多く、実施に踏み切れない市町村も少なくない。

また、これまで各自治体が特色ある給食を提供し、郷土愛の醸成につなげる食育を展開している。こうした施策に支障を来さぬような制度設計も必要と考える。本来、公教育の機会均等の立場からも、居住地域における教育負担の格差を最小限に留めるよう努力することは国の務めである。

令和5年4月にこども家庭庁が発足し、「子ども未来戦略方針」において、学校給食の無償化に向け、全国ベースでの学校給食の実態調査が進められている。

よって、国においてはこうした状況を鑑み、子どもたちの健やかな成長を保障する質の高い学校給食については、国の責任において財源確保を行い、全ての市町村が学校給食の無償化を実施できるよう強く要望する。

記

- 1 国において小中学校の学校給食の無償化を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月19日

熊本県宇土市議会議長 野 口 修 一

衆議院議長 額賀 福志郎 様

参議院議長 関口 昌一 様

総務大臣 村上 誠一郎 様

財務大臣 加藤 勝信 様

文部科学大臣 あべ 俊子 様

内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策） 三原 じゅん子 様